

パブリックコメント（市民意見公募手続）

※当概要は、パブリックコメントの意見募集対象外です。

上越市過疎地域持続的発展計画変更（案） 概要

総合政策部 地域政策課



（作成：総務部広報対話課）

1 意見募集期間

令和5年10月2日(月)～令和5年10月31日(火)

2 意見を提出できる人

- ・市の区域内に居住する個人
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他の団体
- ・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
- ・市の区域内に存する学校に在学する個人
- ・パブリックコメントの対象となる計画、条例等に関し利害関係を有するもの

3 提出方法

意見を募集している担当課の窓口へ提出、郵送、ファクシミリまたは電子メール、また、各総合事務所の窓口でもお預かりします。

- 上越市過疎地域持続的発展計画は令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」*¹が施行されたことにより、令和3年度に策定
- 過疎地域の市町村が、**過疎地域の持続的発展を図るため定めることができる事業計画**で、策定することで**財政上の特別措置（過疎対策事業債*²等）**を活用できる。
- 当市の対象地域における、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上等を図るため、各分野ごとに計画を登載

***1 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」**

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

***2 過疎対策事業債**

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）により過疎地域とされた市町村が、過疎地域市立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債

1 対象地域

安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区、名立区

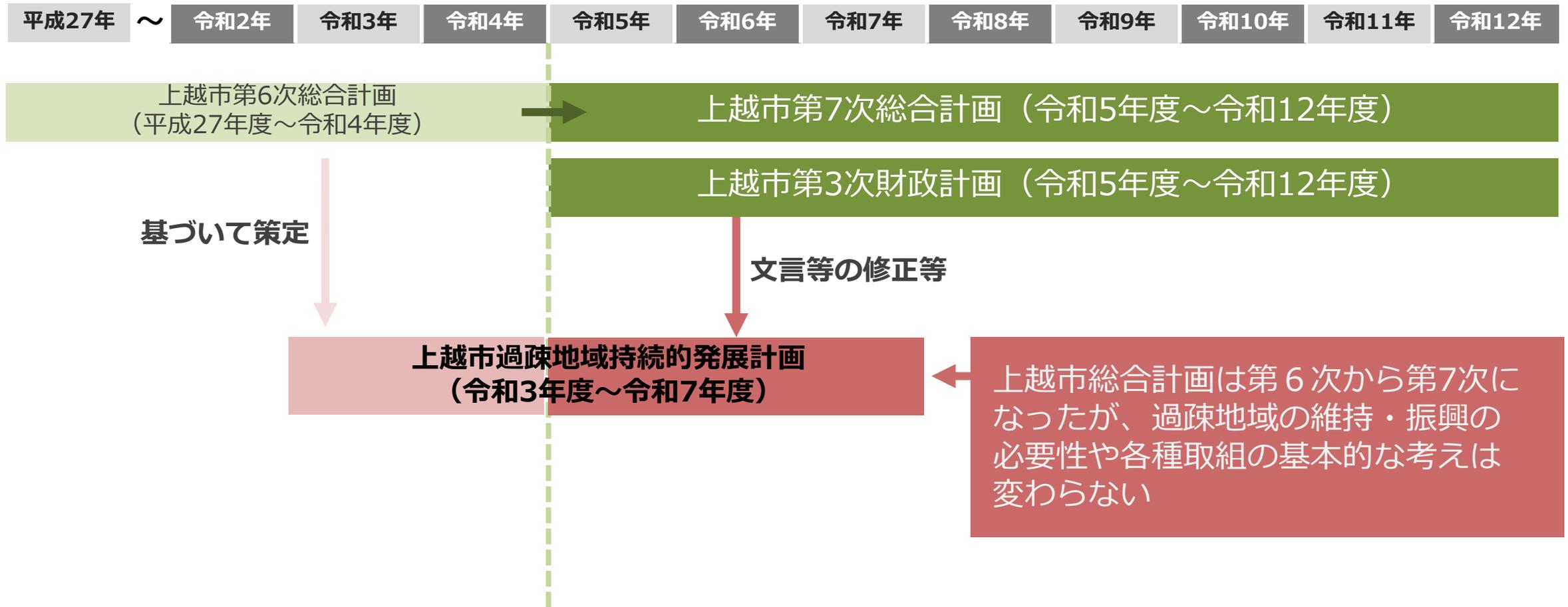
2 登載計画の分野

持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上を図るため、下記の区分ごとに計画を登載

移住・定住・地域間交流の推進、人材育成・確保	医療の確保
産業の振興	教育の振興
地域における情報化	集落の整備
交通施設の整備、交通手段の確保	地域文化の振興
生活環境の整備	再生可能エネルギーの利用の促進
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進	その他地域の持続的発展に関し必要な事項

計画変更の背景

上越市の最上位計画である上越市第6次総合計画に基づき策定していたものだが、令和4年度の上越市第7次総合計画や上越市第3次財政計画などの主要計画の策定に伴い、文言の修正等の変更を行うもの。



1 上越市第7次総合計画の策定に伴う変更

- ・ 上越市第7次総合計画との文言等との整合を図る。

2 上越市第3次財政計画の策定に伴う変更

- ・ 過疎地域の持続的発展に資する事業を追加する。

3 各種統計情報の更新等

- ・ 時点修正可能なものは最新の数値へ更新
- ・ その他文言修正が必要なものを修正

上越市第7次総合計画の5つの基本目標別の方針を踏まえた持続的発展方針に変更

上越市第7次総合計画

5つの基本目標

支え合い、生き生きと暮らせるまち

安心安全、快適で開かれたまち

誰もが活躍できるまち

魅力と活力があふれるまち

次代を担うひとを育むまち



上越市過疎地域持続的 発展計画変更案

持続的発展方針（P17、18）

支え合い、生き生きと暮らせる地域

安心安全、快適で開かれた地域

誰もが活躍できる地域

魅力と活力があふれる地域

次代を担うひとを育む地域

上越市第7次総合計画の4つの重点テーマを踏まえ、関連する各項目に新たな事業を追加

4つの重点テーマ

第7次
総合
計画

活動人口の創出

地域活力の創造

地域DXの推進

脱炭素社会の形成

関連する項目

上越市
過疎地
域持
続的
発展
計画
変更
案

2 移住・定住・地域間交流の促進、
人材育成・確保 (P20~23)
追加事業：定住促進奨学金貸付事業

12 再生可能エネルギーの利用促進
(P75~76)
追加事業：脱炭素社会推進事業

4 地域における情報化 (P38~39)
追加事業：情報通信環境整備対策事業

13 その他地域の持続的発展に関し
必要な事項 (P77~80)
追加事業：上越市地域独自の予算事業

問い合わせ先

上越市 総合政策部 地域政策課 地域振興係

電話 025-520-5673 (直通)

メール chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

